

法規に対する
解釋方法

備丈を云ふに假りに全部の名稱たる精神病院と云つたのである、彼の文理解釋のみを金科玉條として其他の設備の併存する設備は精神病院に非ずと云ふに至りては誤れりと云ふべきである、加之若し第一説の如き狹き見解を採用するものとせば、實際に於ては容易に脱法行為をなすことを得るのみならず、斯くの如き見解を以ては前述の如く實際の必要に適合せざるを以て脱法行為を獎勵するに至るのである、例は精神病院は監置病院精神病室は監置病室なりとせば、精神病院又は其他の名稱を使用して一の病院を設置し、監置患者は其中の精神病室に收容すると云ふことになつて、偏狭の見解を主張するも實際に於ては何等の實益なく、到底行はれざる空論に終るのみならず、反て弊害を助長せしむるに至るのである。

元來、斯くの如く精神病院其ものゝ解釋をなすに當り、第九條の如き規定の字義に膠著して法規全體の趣旨をも覆す如き見解は正當に非ざるのみならず、醫師法施行規則第八條第三項の如き解釋規定存在する場合は格別、本條の如き規定を以ては未だ何等の拘束力を有するものではない、須らく法理の指す處に従ひ、法規の全體に則り解釋すべきものであつて、之決して

徒らに擴張解釋を用ひて自己の非を隠さんとするに非ずして即ち正條自體に對する正當なる見解であると信する、松本法學博士も、其著註釋民法全書に「制定法が如何に精細に制定せらるゝも以て社會萬般の現象を規律するに足らざるべきは何人も之を承認する所なるべし、茲に於てか類推解釋の必要を生ず、類推に用ゆべき規定をも缺くときは如何、裁判官は法の不備に藉口して裁判を辭することを得べからざるを以て、此の如き場合に於ても之に適用すべき法規を發見せざるべからず、其法規は即ち法律全體の精神より生ずる原理是なりと謂ふべし、法律は碭礪たる石塊の如き各個的規定を湊集したる死物に非ず相關聯せる規定より成れる一個の活物なり是等の規定の間には脈絡あり、綜合して分離すべからざる統一體を成す、其規定の全體より生ずる論結たる原理は即ち法律自身に外ならざるなり、譬へば猶ほ海面に張りたる巨網の如し、網條の無き所即ち網なしと云ふは誤なり、此法律の規定なき所に規定あるの理を解せざる者は、法律の不備缺點を補ふに自然の條理又は自然法を以てせんとす、然れども何を以て自然法とすべきかは各個の場合に於ける裁判官に任すの外なきを以て、此種の自然

法は畢竟するに裁判官一個の脳裡に存する主觀的理想的に過ぎず、之を以て客觀的の存在すべき法律の泉源の一なりと解すべからざるなり、(該著第一卷第一九頁第二〇頁及該著二五頁二六頁參照)と云つて居るのを見るも、余輩の見解は徒らに法規を離れて論争を弄ぶものでないことが解ると思ふ、假りに立法者が精神病院と云ふ字義を余輩の見解と反対に、否余輩の見解を忘れたる爲め、漠然と治療の爲めの精神病院と同一義に使用したりとするも、斯くの如き字義は常に一定不動の性質を有するものに非す、社會の進歩向上に伴ひ、其意義も亦之に伴はざるべからざるは法律が活社會の活現象を規律するものなるよりして當然有する彈力性である、膨脹性である(法學博士文學博士加藤弘之先生著道德法律進化の理第九十頁乃至百五頁參照)。

實際の狀態を見るに、監護法に基く收容の手續は極めて嚴格面倒であつて、之に對し、斯の如き遺傳的性質を有する精神病者を有する家庭は、可成他に漏るゝことを厭ふも人情の然らしむる處である、然るに第一説の如く此の患者を收容する設備は、此嚴格面倒なる監護法による監置のみに限るもの

のであるとするならば、或は其患者の在ることを世間に聞知さるゝを恐れて、涙を呑んで其治療を受くることを思ひ止まるに至るか、或は他の何等かの脱法行爲(若し余の見解に従へば脱法行爲に非ず當然の行爲なり)によりて其必要を充すに至るべきことは火を見るよりも明かである。

加之内務省に於ては、明治四十二年省令第二十七號を以て精神病調査票の件として、公私立精神病院、及精神病者を收容する公私立病院に對し、精神病者の入院退院を明確にする爲めに、内閣統計局に一定の事項を届出すべきことを命じて居る、其省令中にも本令に於て精神病者と稱するは、精神病者監護法に依り監置したると否とを問はず總べて精神病に罹りたる者を云ふと説明規定して居る、之に依て見るも、精神病院中には監護法に依らずして精神病者を收容して居ることあるを認めて居ることは殆ど争ふの餘地なき程明白であつて、若し第一説の如く精神病院は監置病院のみにして監護法のみに依つて收容すべきものであるとするならば、到底斯くの如き省令は兩立せざるものである、之に依て見るも内務省に於ても余輩の見解を採用して居るものなりと云ふことが出来る、尙此内務省令に基き警視廳

より各精神病院に届出づべき事項として指示したる處を見るに、明治四十二年度以前に於ては監置せる患者のみの届出を指令して居るが、同四十二年に至りては、一時假監置の者、監置を要せざる者をも届出すべきことを命じて居る。大正三年度に至りては假監置監置を要せざる者の届出を命じて居ることは明治四十二年度と同様であるが、此大正三年度には特に監置を要せざる者の年末現在の欄には精神病患者及不監置精神病者をも記入すべしと注意して居る。之に依て殆ど寸毫の疑ひなく精神病院中には監置せざる精神病者をも收容して居ることは、國家の機關も認めて居るものなりと断言することが出来る。若し精神病院は監置設備のみを有する監置病院であると云ふ説を主張すれば、到底斯くの如き指令の出づべき理由なく、理論上に於ても此指令の見解は正當であることは既に前述したる通りであるから何を苦んで通用せざる第一説の如き偏狭の説を固守するのであるか、斯くの如きは彼の割舟求劍の類か、株を守りて鬼の來るを待つが如き亞流か、殆ど其意を忖度することを得ぬのである。

七

以上論ずる處により既に精神病院の意義に對する論争を掲げ、第一説第二説の到底採用することを得ざる所以を述べ、第三説の至當なる理由を闡明し盡したりと信す、而して又實際の取扱と監護法上の所謂精神病院との間に於ける合理的の解決を與へたりと思ふ。今に至りて之を惟ふに、精神病院中に監置設備と非監置設備とを併存することを得るや否やの論争は殆ど問題にならず、從て監護法の所謂精神病院に監置設備と非監置設備とを併存するや否やの問題と、本來の意味の精神病院に此兩設備の併存するや否やの問題とは全然基礎觀念を異にするものなることを知り得たと信する。

從來行はれたる見解の深く廣きを思ひ、之に對する自己の主張を明確にするに急なる爲め、其煩を省むの遠なく同一事項を再三重複したる罪は一に余輩の不文の致す處讀者請ふ幸に諒せ。

擗筆するに當り轉々思ひを廻すに未だ足らざるを悔ゆる點なきに非ざれども先づ大方の指教呵正を乞ひ、而して後他日尙論することあるべし。



輯二第律法と業醫

著者　山崎佐

卷之三

東京市本郷區本富士町二番地
發行者 今井甚太郎

印刷者 櫻井新三郎
印刷所 杏林舎
東京市本郷區駒込林町百七十二番地

東京市本郷區駒込林町百七十二番地
杏林舍
(電話小石川七七九番)

發行所

東京市本郷區本富二町二番地
振替貯金口座東京二七九八一番

電話下谷五五一一番

克謨堂

卷之三

宋元書堂

法學士 山崎 佐著

法學士 山崎 佐著

第一編

本綴美裝

法
醫
學

全一冊

本綴美裝插圖五十一
三色版四表插入
正價金壹圓四拾錢
郵稅金八錢

一般醫師に法醫學的素養の必要なは論を待たず。要
求せざるはなし。弊舗曩に京都帝國大學醫科大學
專門學校教科用程度の法醫學書執筆の事を以てし、幸に快諾を得刻茲に成る。君や久し
く同大學教授岡本博士に親炙し教室を家とし趣味的に斯學を研鑽せらるゝ人。今や豊富
なる材料と斬新なる智識とを極めて濃密に壓榨して夙に定評ある君が巧妙なる文
章を以て記述されしものは本書なり。全卷二百有餘頁の小冊子なりと雖、内容の緊實せる、意義の徹
底せる、眞個に法醫學の精髓を網羅し盡して又餘蘊なし。若夫各章各項の下本邦法律と
醫事との適用を逐一指摘せしが如き、蓋し本書の特色たらん乎。

60

379

終

